

# 泉区防災計画

## 震災対策編

### 概要版



泉 区 役 所

平成25年5月

# ◆ 泉区防災計画（震災対策編）

## 1 泉区防災計画とは

横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、泉区に地震災害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

## 2 防災計画の目的

人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域社会の実現」を目標として、泉区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震及び津波などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

## 3 修正までの取組

地域防災の要である消防団のみなさまや防災関係機関ならびに住民組織等の代表者からなる泉区防災連絡協議会の御意見を伺いながら修正を行いました。

## 4 全体の構成

総則、災害予防計画、応急対策、復旧・復興対策、帰宅困難者対策、東海地震事前対応計画の6部で構成しています。「東日本大震災」の教訓を踏まえ、帰宅困難者対策と津波対策を新たに加えました。

# 1 総 則 ～まずは知っておきたいこと～

## 1 被害想定

みなさまがお住まいの泉区はどのような街で、震災が起きた時、どのような被害が発生するかを知っておきましょう。

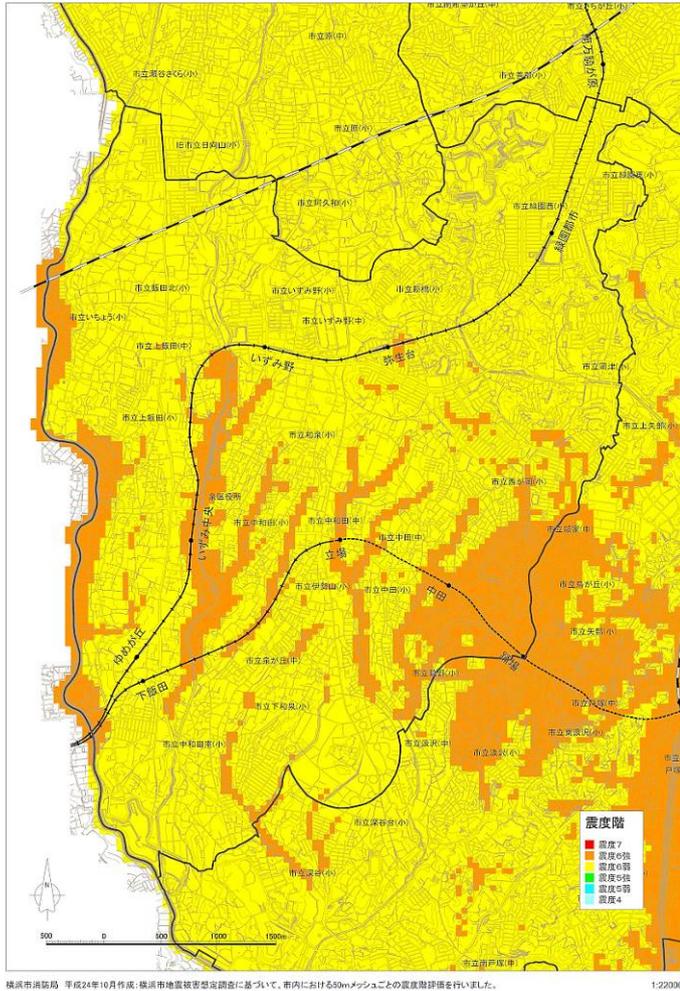
■元禄型関東地震では泉区内で **最大震度 6強** が想定されます。

■区内ではこんな被害が予想されます。

○揺れによる建物全半壊棟数 6, 239棟      ○建物倒壊による死者数 45人

○火災による焼失棟数 3, 339棟      ○火災による死者数 55人

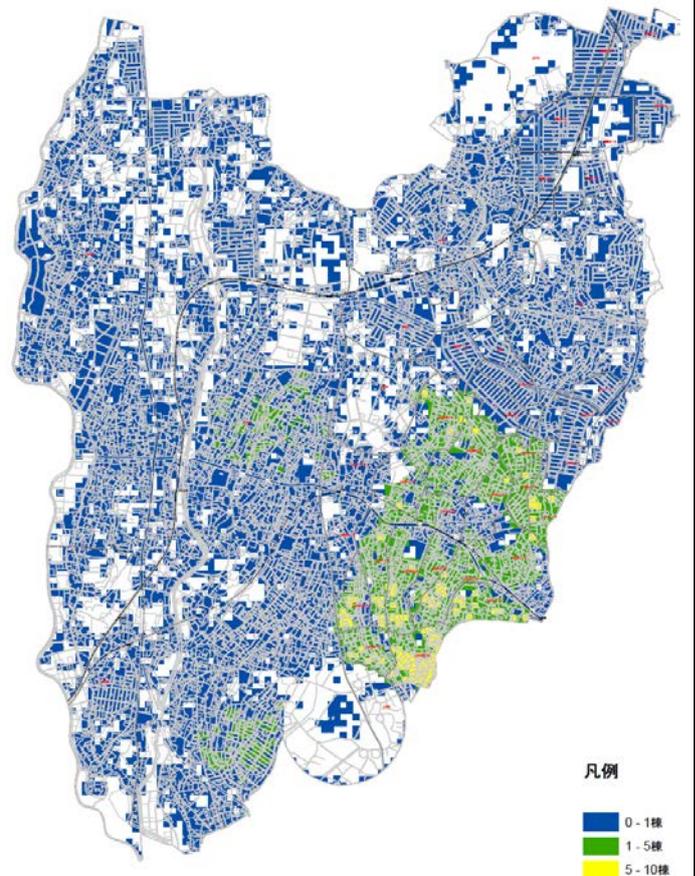
## 元禄型関東地震想定震度分布図



### 【元禄型関東地震】

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで1923年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。1703年に発生しました。

## 元禄型関東地震想定焼失棟数図



## 2 行政・区民・事業者の責務

被害を小さくするためには、行政、区民、事業者がそれぞれの役割を理解して、対策を行うことが必要となります。

- 行政の責務・・・区はその組織及び機能を挙げて防災対策を講じます。
- 区民の責務・・・自助として備蓄や訓練参加などにより防災力を高め、共助として地域の助け合いを大切にします。
- 事業者の責務・・・施設や設備の安全性の確保、備蓄や訓練など震災対策を推進します。

## 2 災害予防計画 ～災害に対する日ごろの備え～

### 1 避難場所など

それぞれの避難場所の役割や応急給水場所などを確認しておきましょう。

#### ■ 避難場所の種類

※自宅建物が火災や倒壊の危険がないときは避難の必要はありません。

##### 地域防災拠点

家屋の倒壊などにより居住することができなくなった場合に避難生活をおくる場所です。

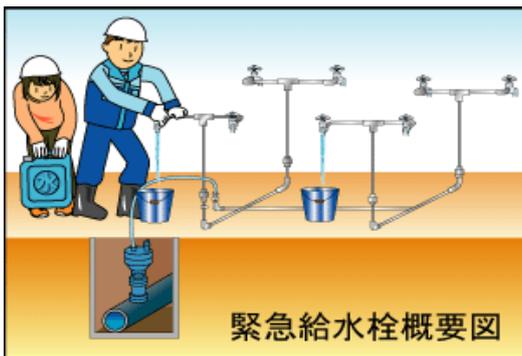
##### いっとき避難場所

自治会・町内会が選定している避難場所で広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点となります。

##### 広域避難場所

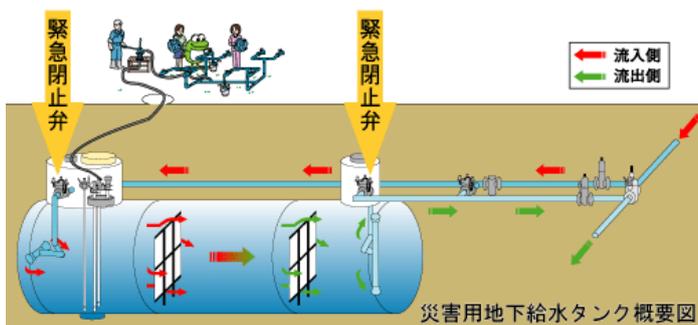
地震による大火災が発生して延焼拡大した場合に火災の輻射熱や煙から生命、身体を守るために一時的に避難する場所です。

#### ■ 応急給水場所



**緊急給水栓**：地震に強い水道管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設です。発災後おおむね4日目以降に水道局職員が断水状況を踏まえて、仮設の蛇口を設置します。

緊急給水栓設置場所			
泉が丘中学校	飯田北小学校	いずみ野中学校	和泉小学校
岡津中学校	上飯田小学校	中田中学校	新橋小学校
中和田中学校	中和田南小学校	領家中学校	緑園東小学校
しらゆり公園	西が岡二丁目公園	領家三丁目公園	泉区総合庁舎
緑園都市駅前			



災害用地下給水タンク設置場所	
泉が丘中学校	葛野小学校
いずみ野中学校	岡津小学校
中田中学校	中和田小学校
領家中学校	緑園東小学校
県営いちよう団地	

**災害用地下給水タンク**：震災時に配水管の水圧が下がると自動的に緊急閉止弁が作動し、タンク内に飲料水を貯留します。

## 2 災害に強い人・地域づくり

- (1) 災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えや発災後の迅速・的確な対策などにより、被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組が重要です。そこで、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

### ◆「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

### (2) 区民のみなさまの日ごろの備え

- 1 日ごろから出火防止措置の推進に努めることとします。
- 2 消火器などの消火用具を準備します。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努めることとします。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じます。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努めることとします。
- 6 感震ブレーカー等を設置し、出火防止に努めることとします。
- 7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品を準備します。
- 8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合います。
- 9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備します。
- 10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高めます。



(3) さまざまな協力体制により「減災」を目指します。

■「災害に強い人」をつくります。

**防災意識の高揚**

区役所や防災関係機関は、防災資料の作成、防災講演会などで啓発を行うとともに、区連会、地域防災拠点運営委員会を通じて防災の情報を共有します。

**ボランティアセンターとの連携**

泉区社会福祉協議会や泉区災害ボランティア連絡会との情報交換などを通じて、平常時から顔の見える関係づくりを推進します。

**災害に強い  
人づくり**

**防災ライセンスリーダー**

地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でリーダーとなる人材を養成して地域防災力の向上を図ります。

**防災教育の推進**

児童生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生時の仕組みや安全な行動の仕方など体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

■「災害に強いまち」をつくります。

**町の防災組織**

平常時から自治会町内会を中心に啓発や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

**泉区防災連絡協議会**

行政、防災関係機関、住民組織の代表者で構成し、住民の声を反映した防災対策を推進します。

**地域防災拠点運営委員会**

地域・学校・行政からなる運営委員会を設置し、災害時の避難者の拠点施設としての運営を行います。

**災害に強い  
地域づくり**

**社会福祉施設等の安全確保対策**

利用者の安全を確保するため、施設等の安全措置を講じるとともに、職員に対する防災教育を行い、迅速な応急活動体制を確立します。

**要援護者支援対策**

災害時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃から地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平時からの要援護者対策を推進します。

**事業者の防災対策**

事業所防災体制の充実強化に努め、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備し、物資の備蓄や地域との連携体制を確立します。

**学校施設の安全対策**

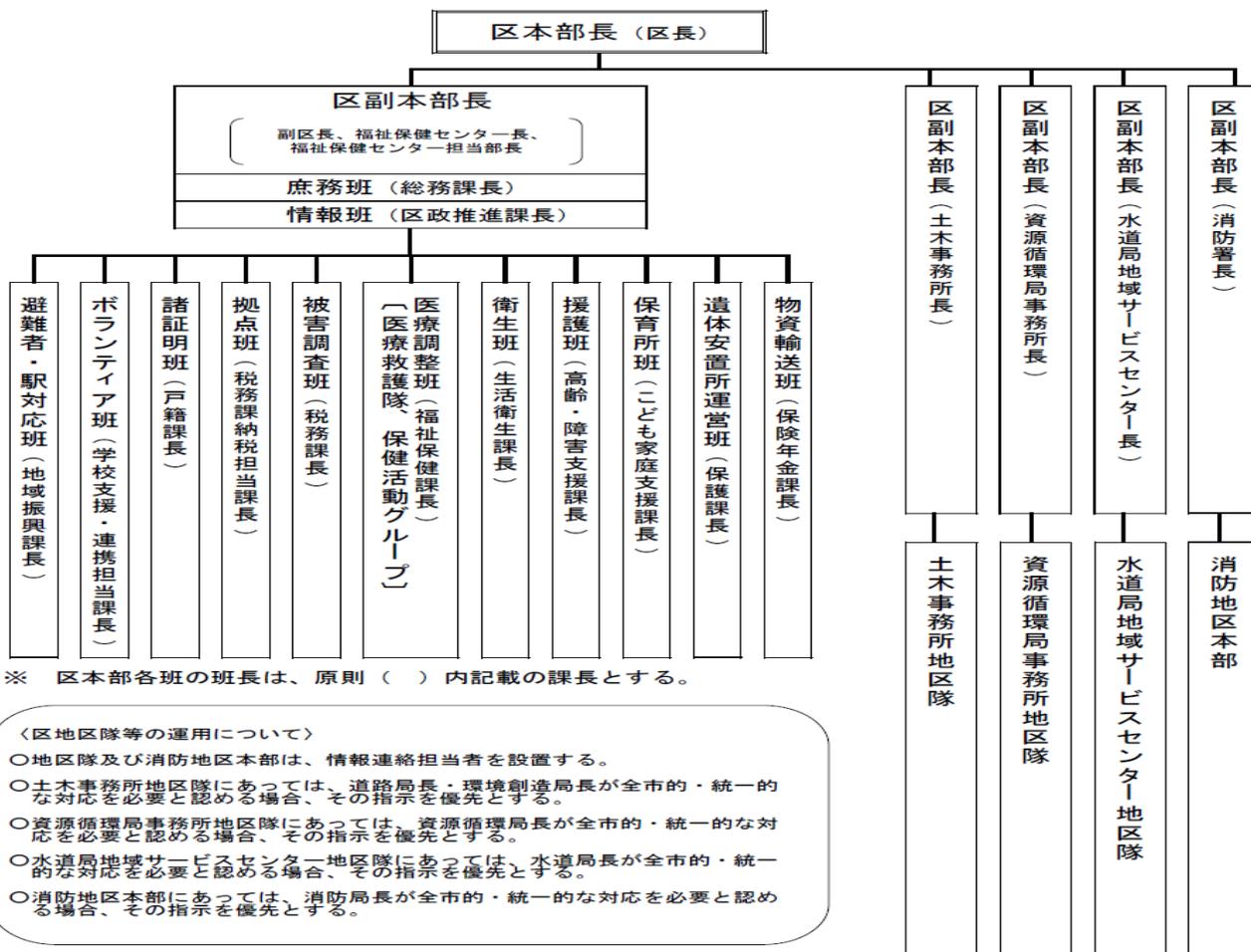
地震発生時に児童生徒の安全を確保するため、学校防災計画を作成し、迅速な応急活動体制を確立します。

### 3 応急対策 ～災害発生時の具体的な対応～

#### 1 泉区の災害対策本部の体制

市域で震度5強以上の地震や津波警報または大津波警報が発生した場合は、泉区役所に災害対策本部を設置し、全職員で災害対策を行います。

区災害対策本部組織図



#### 2 消火・救助及び救急対策

発災時には、消防署・消防団・地域の防災組織が協力し応急活動を行います。

##### ■消防署

人命に対する被害を最も増幅する火災の鎮圧、家屋の倒壊等による人身災害に対する救助・救急活動を行います。

##### ■消防団

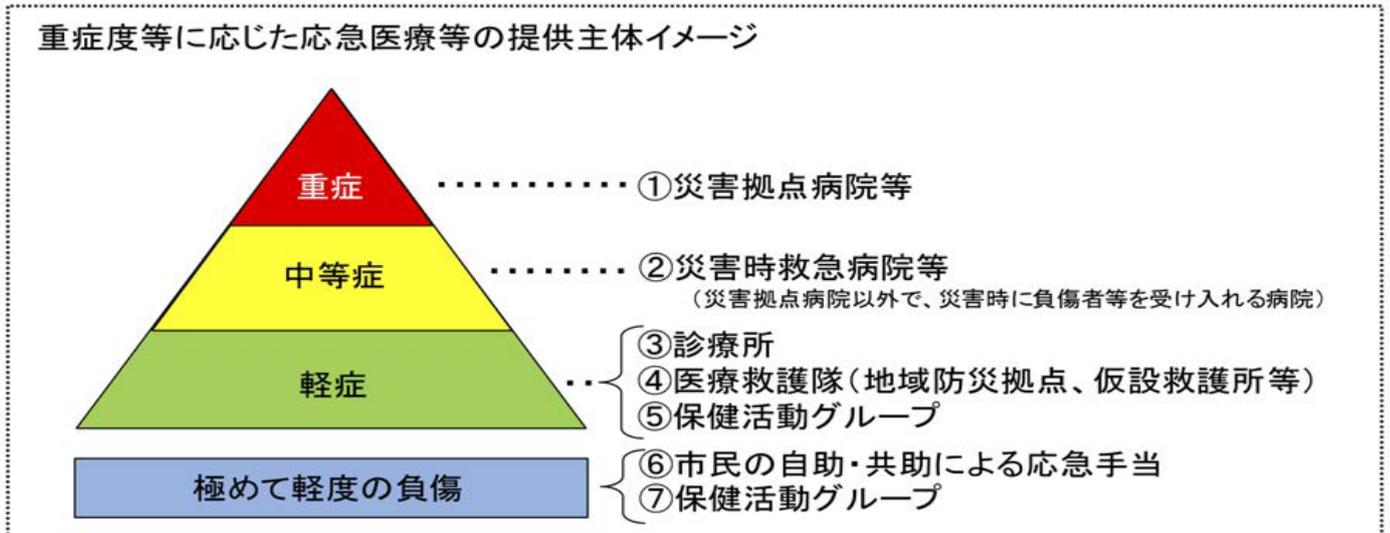
消防署と連携し、地域住民に初期消火の協力を呼びかけるなど、関係機関及び地域住民と一体となった活動を行います。

## ■地域の防災組織

自宅の出火防止措置及び家族の安全確保を図るとともに、発災時には、周囲の人の協力を得ながら、消火器・消火用水バケツ・初期消火箱等を活用し、地域の初期消火活動や救出・救助活動を行います。

### 3 医療救護の体制

地域防災拠点等での診療及び保険活動を行うため、医療救護隊及び保健活動グループを編成します。



※医療救護隊の構成 医師(1~2名)、看護師及び准看護師(1~2名)、薬剤師(1人)、業務調整員(1人)

### 4 避難者対策

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、地域防災拠点で被災者の受け入れを行います。

#### 地域防災拠点(震災時避難場所)の開設・運営

- ・市内1か所以上で震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき、区本部、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員は速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、地域防災拠点を開設します。
- ・地域防災拠点の運営は原則として避難した者全員が協力して行います。
- ・女性・要援護者などを考慮した避難場所の運営を行います。

#### 任意の避難場所(公的避難場所以外で設置した避難場所)の対応

指定された公的避難場所ではない集会所等に住民が自らの判断により避難した場合

- ・避難者は、地域防災拠点運営委員に避難している場所、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告します。
- ・被災者は、自ら地域防災拠点に出向き、情報や物資を地域防災拠点から受け取ることを基本とします。

## 5 警備と交通対策

発災時、警察は警備対策として、避難誘導・交通規制・二次災害防止のための危険場所等の調査や無人化した商店街や避難場所等の定期的な巡回による社会秩序の維持を行います。

また、交通対策として、救急・救助、消火及び医療救護活動が迅速に行われるよう、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

## 6 緊急輸送対策

泉土木事務所地区隊及び横浜建設業防災作業隊は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等にあらかじめ定められた路線、区間を巡回し、併せて和泉川、境川、阿久和川の障害物の有無を点検します。両隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

## 7 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

- (1) 区本部は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、行方不明者の情報把握に努めるとともに、市、警察、自衛隊派遣部隊等の関係機関や地元消防団等と連携し、行方不明者の捜索を行います。
- (2) 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議の上、泉スポーツセンターに遺体安置所を開設します。

## 8 食料・水・生活必需品等の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに食料の供給を実施します。

### 食料の確保と配分

- ① 市民の備蓄食料等の消費を最優先とします。
- ② 地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い利用します。
- ③ 区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に物資等の供給を要請します。

## 9 学校活動

横浜市立小学校・中学校・特別支援学校の学校長は、発災後、直ちに児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

## 4 復旧・復興対策 ～災害後の対応～

### 1 生活相談

臨時区民相談室を開設して、生活の早期回復のための相談・要望等に対応します。

### 2 災害弔慰金等の支給等

被災者等に弔慰金・見舞金の支給や、災害援護資金の貸付を行います。

### 3 被害認定調査とり災証明

被害認定調査及びり災証明発行は、次の分担で行います。

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	消防地区本部	泉消防署長
倒壊建物等	区災害対策本部	泉区長

### 4 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

### 5 応急仮設住宅の供与

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない方に対して、県・市と区が連携し、応急仮設住宅を供与します。

## 5 帰宅困難者対策 ～帰宅困難者対策と発生抑制～

### 1 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きや時差帰宅について協力を促します。

### 2 帰宅困難者一時滞在施設の指定

帰宅困難者の支援のため一時滞在施設を指定して、水、食料、アルミブランケット、トイレパックを備蓄しています。

#### 【泉区の帰宅困難者一時滞在施設】

帰宅困難者一時滞在施設		
施設名	住所	連絡先
泉公会堂	泉区和泉町4636-2	800-2470
下和泉地区センター	泉区和泉町1929-6	805-0026
上飯田地区センター	泉区上飯田町3913-1	805-5188
中川地区センター	泉区桂坂4-1	813-3984
立場地区センター	泉区中田北1-9-14	801-5201
泉寿荘	泉区西が岡3-11	813-0861

### 3 徒歩帰宅者の支援

徒歩帰宅者の支援拠点としてコンビニエンスストアやガソリンスタンドと協定を結び、水、トイレ、災害情報の提供を行います。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

## 6 東海地震事前対応計画

東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令された時の対応を事前に計画しています。

### 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等
<p><b>東海地震予知情報</b></p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒宣言が発せられると           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます</li> <li>○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p><b>東海地震注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます           <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p><b>東海地震に関連する調査情報</b></p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <p>毎月、定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます